(c)　政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2に関する注釈5の規定にかかわらず、発電、送電又は配電に関連する調達であって、同付表に掲げる地方政府の機関又は熊本市によるものについて、第十章の規定を適用する。当該調達についての基準額は、同付表に定める基準額とする。

発電、送電又は配電を行う地方政府の機関であって、二千十八年二月一日の時点のものの表を、参考のため、次に掲げる。

(1)　北海道
(2)　岩手県
(3)　秋田県
(4)　山形県
(5)　栃木県
(6)　群馬県
(7)　東京都
(8)　神奈川県
(9)　新潟県
(10)　富山県
(11)　山梨県
(12)　長野県
(13)　三重県
(14)　京都府
(15)　兵庫県
(16)　鳥取県
(17)　島根県
(18)　岡山県
(19)　山口県
(20)　徳島県
(21)　愛媛県
(22)　高知県
(23)　福岡県
(24)　熊本県
(25)　大分県
(26)　宮崎県
(27)　横浜市
(28)　北九州市

1の規定に関する注釈

政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2及びこの1の規定は、二千十八年二月一日の時点の日本国の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市に関連する。

2　中核市による調達

日本国の中核市による公開入札を用いた調達に関し、欧州連合の供給者は、現地で設立された供給者に与えられる待遇よりも不利でない待遇（現地で設立された供給者が利用可能な審査のための手続が存在する場合には、当該手続への参加を含む。）を与えられる。第十章に定めるいかなる義務も、日本国の中核市については、適用しない。もっとも、この2に定める義務については、この限りでない。

2の規定に関する注釈

(a)　「中核市」とは、日本国の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項に規定する市をいう。

(b)　この2の規定の適用上、「現地で設立された供給者」とは、日本国の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五の二の規定に従って事業所の所在地に関して資格を有する供給者をいう。

(c)　この2の規定の適用を受ける調達については、政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表2（同付表に関する注釈を含む。）に掲げる機関が調達する物品及びサービスの基準額及び適用範囲と同一のものを適用する。もっとも、運送における運転上の安全に関連する物品及びサービスの調達については、この協定の効力発生の日の後一年を経過した日又は二千十九年七月六日のうちいずれか遅い方の日に、欧州連合の供給者に開放される。

(d)　この2の規定は、建設サービス（CPC五一）の調達については、適用しない。

(e)　この2の規定の適用上、「欧州連合の供給者」とは、法人については、欧州連合の法人をいう。供給者が第三国又は日本国の自然人又は法人が所有し、又は支配している法人である場合において、当該法人がこの2の規定によって実質的な利益を得、かつ、第十章の規定の目的の達成を阻害することとなるときは、日本国は、当該供給者に対し、この2の規定による利益を否認することができる。この2の規定の適用上、第八・二条(1)から(n)までに規定する定義を適用する。

(f)　この2の規定は、日本国の中核市が現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画を策定することを妨げるものではない。

3　政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表3（その他の機関）に関連する調達

(a)　政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表3のB群に掲げる機関による物品及びサービスの調達について、次の基準額を適用する。

(i)　物品については、十万特別引出権

(ii)　政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表5において特定するサービス（建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）については、十万特別引出権

(b)　政府調達協定附属書Ⅰの日本国の付表3のB群に掲げる機関による調達に加え、同附属書の日本国の付表4から付表6までにおいて特定する物品及びサービスの調達であって、次に掲げる機関によるものについて、第十章の規定を適用する。

(1)　独立行政法人農林漁業信用基金
(2)　独立行政法人情報処理推進機構
(3)　独立行政法人地域医療機能推進機構
(4)　独立行政法人自動車事故対策機構
(5)　独立行政法人空港周辺整備機構
(6)　独立行政法人医薬品医療機器総合機構

3の規定に関する注釈

(b)に掲げる機関による物品及びサービスの調達について、(a)に定める基準額を適用する。